

# グループホーム高尾の運営規程

(指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人共立福祉会が開設するグループホーム高尾（指定認知症対応型共同生活介護【指定介護予防認知症対応型共同生活介護】）の事業は、（以下「事業」という。）要支援2又は要介護1～5の認定を受け、認知症の状態にある利用者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者的心身の状況を踏まえ、適切に介護サービスを提供する。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護は、指定認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 共同生活住居における介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たり懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について十分な説明を行い合意を得る。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、安全管理に十分な配慮を行い、利用者の人権の擁護に努め、また災害時にも適切に対応出来るよう計画を策定し定期的に学習・訓練を行う。
- 6 事業者自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム高尾
- (2) 所在地 長野県岡谷市川岸上四丁目3番4号

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（常勤、介護従事者と兼務）

この事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係

る調整、業務の実施状況の把握を行う。

(2) 計画作成担当者 1名

利用者個別の認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(3) 介護従業者 必要数

介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 この事業所の利用定員は、9名（1ユニット）とする。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 要支援者又は要介護者であって認知症の状態にある利用者について、共同生活住居において、家庭的環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

\*利用者活動時間帯 AM6：00～PM9：00

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記された割合とする。

2 前項に規定するものの他は別に定める。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居にあたっての留意事項)

第8条 入居にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

一 利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従事者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。

二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。

三 利用者は、健康に留意するものとする。

四 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 入居者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

一 宗教や心情の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

二 けんか、口論泥酔などでほかの利用者に迷惑を及ぼすこと。

三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

四 指定した場所以外で火気を用いること。

五 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止および身体拘束に関する事項)

第10条 事業所は、利用者的人権の擁護のため、身体拘束や虐待の発生を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 法人が設置する身体拘束虐待防止委員会に参加し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束および虐待防止のための事業所指針を整備する
  - (3) 身体拘束および虐待を防止するための定期的な研修に参加する
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。
- 3 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(非常災害対策)

第11条 管理者は消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、当該利用者の居宅介護支援事業者及び市町村へ連絡を行うとともに必要な処置を講じる。

2 利用者に対する介護サービスの提供により、施設の責に帰する事故が発生した場合は、

損害賠償を含め誠意をもって対応する。

(運営推進会議)

- 第13条 指定認知症対応型共同生活介護【指定介護予防認知症対応型共同生活介護】が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね3か月に1回とする。
  - 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、町内会役員、民生委員、事業所が存在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者とする。
  - 4 会議内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
  - 5 運営推進会議は指定認知症対応型共同生活介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会とする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護【指定介護予防認知症対応型共同生活介護】の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 事業所は、すべての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、介護従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修
- (2) 継続研修 年4回
  - 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
  - 3 介護従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人共立

福祉会管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

1. この規程は、平成17年6月1日から施行する。
2. この規程は、令和4年11月1日から施行する。
3. この規程は、令和5年 4月1日から施行する。

